

## 事業認定申請図書等作成要領

### 第1章 事業認定申請図書（案）の作成

（事業認定申請書（案）の作成）

第1条 受注者は、事業認定申請書（案）、添付書類目録（案）を作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）は次に掲げる事項を記載すること。
  - イ 起業者の名称
  - ロ 事業の種類
  - ハ 収用又は使用の別を明らかにした起業地
  - ニ 事業の認定を申請する理由
- 二 前項の申請書（案）には、次号に掲げる書類を添付するものとし、添付書類目録（案）は、事業認定申請書に添付する書類の順序により記載する。
  - イ 事業計画書（案）
  - ロ 起業地及び事業計画を表示する図面
  - ハ 関連事業に関する協議書（案）
  - ニ 法第4条地に関する調書（案）、図面及び当該土地の管理者の意見書（案）
  - ホ 法令制限地に関する行政機関の意見書（案）
  - ヘ 事業施行権限に関する行政機関の意見書（案）

（事業計画書（案）の作成）

第2条 受注者は、次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書（案）を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

（位置図作成）

第3条 受注者は、次の各号により起業地の位置を表示する図面を作成するものとする。

- 一 国土地理院発行の縮尺25,000万分の1（ない場合は縮尺50,000万分の1）の地形図を用い、原則として赤色で起業地を着色し、表示すること。
- 二 起業地の起点、終点の所在（字まで）を記載すること。
- 三 主要な河川、道路等の名称を記載すること。

（起業地表示図作成）

第4条 受注者は、次の各号により起業地を表示する図面を作成するものとする。

一 地形図（事業計画平面図を併用）には、「収用部分」は薄い黄色、「使用の部分」は薄い緑色、「収用し、又は使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件」があるときは、これらの物件が存する土地の部分は薄い赤色で範囲を明確に着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示するものとする。

縮尺は、1,000分の1を標準とし、100分の1から3,000分の1の範囲内とする。

二 前号の図面には県、郡、市、町、村、大字、小字の境界を記入し、かつ、その名称を記入して、起業地がどの字内にあるかということを明確にすること。

三 主要な河川、道路等の名所を記載すること。

（法第4条地等の関係機関調査）

第5条 受注者は、関係官公署、事業所等において、事業を施行する土地（以下「起業地」という。）に存する施設等について、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

一 法第4条に規定する土地（以下「法第4条地」という。）等の区域及び法令条項

二 土地利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）等の区域及び法令条項

三 事業の施行に関して行政機関の許認可等を必要とする場合、その土地等の区域及び法令条項等

2 受注者は、関係機関等から意見の申し出があったときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、協議するものとする。

（法第4条地の物件精査）

第6条 受注者は、前条の関係機関調査に基づき、すみやかに現地において確認及び調査を行うものとする。

（法第4条地表示図作成）

第7条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図に法第4条地の種類別に法第4条第1号に規定する色以外を用いて適宜着色（凡例を添付すること。）して、当該土地を明らかにし、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第10条に規定する調書の番号等と整合させるものとする。

（法令制限地表示図作成）

第8条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図と同一の図面を使用し、法令制限地の種類別に区域線、引出し線及び補助線等により、当該土地を明らかにし（凡例を添付すること。）、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第10条に規定する調書（案）の番号等と整合させるものとする。

（関連事業表示図作成）

第9条 受注者は、関連事業について第4条の起業地表示図に番号等を付して、その範囲を明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第13条に規定する協議書の番号等と整合させるものとする。

（法第4条地等調書（案）作成）

第10条 受注者は、第7条の法第4条地表示図及び第8条の法令制限地表示図に基づき番号等を付して、それぞれ所在、施設、面積等を明らかにした調書（案）（様式第98号、様式第99号）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）の作成）

第11条 受注者は、起業地内にある法第4条地について、各管理者ごとに第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第7条の法第4条地表示図及び前条の調書を調整し、法第18条第2項第4号の意見照会書（案）（様式第100号）を作成するものとする。

（法令制限地に関する意見照会書（案）の作成）

第12条 受注者は、起業地内にある土地の利用について法令による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関ごとに、第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第8条の法令制限地表示図及び第10条の調書（案）を調整し、法第18条第2項第5号の意見照会書（案）（様式第101号）を作成するものとする。

（関連事業に関する協議書（案）の作成）

第13条 受注者は、関連事業について、本来の管理者ごとに第3条の位置図、第9条の関連事業表示図を調整し、法第18条第2項第3号の協議書（案）（様式第102号）を作成するものとする。

（事業施行に関する意見照会書（案）の作成）

第14条 受注者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合には、法第18条第2項第6号（様式第103号）の意見照会書（案）を作成するものとする。

（改修等状況図等の作成）

第15条 受注者は、次の各号により改修等状況図等を作成するものとする。

- 一 縮尺5,000分の1から25,000分の1の図面を使用すること。
- 二 申請区間が全体計画の一部であるときは、全体計画についても表示すること。

（用地取得状況表の作成）

第16条 受注者は、申請時点における用地取得状況表（様式第104号）を作成するものとする。

（状況写真等の作成）

第17条 受注者は、起業地の状況、あい路等を撮影し、整理のうえ、撮影方向とともに比較ルート図等に貼付けるものとする。

（その他参考となる資料の作成）

第18条 受注者は、監督職員の指示を受け、事業認定申請書（案）の補足資料、その他参考となる資料の作成を行うものとする。

（作成部数）

第19条 事業認定申請書の作成部数は、原則として土地収用法施行規則第2条に規定する部数に2を加えた部数とする。

2 前項に定める部数以上の申請図書が必要となった場合は、監督職員と協議して必要部数を定めるものとする。

## 第2章 裁決申請図書（案）の作成

（裁決申請図書（案）の作成）

第20条 受注者は、監督職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書（案）を土地収用法施行規則第16条に定められた様式（別記様式第10）に従い作成するものとする。

（事業計画書（案）の作成）

第21条 受注者は、既に、告示があった事業認定の申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の指示を受け事業計画書（案）を作成するものとする。

（起業地及び事業計画を表示する図面等の作成）

第22条 受注者は、次の各号による外、監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

一 位置図

告示された事業認定申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。

ただし、図面の着色に当たっては、「起業地」の範囲を薄い黄色（「使用の部分」は薄い緑色とする。）で、又、このうち「裁決申請しようとする土地」については、その土地の範囲を薄い赤色で着色する。

（法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第23条 受注者は、法の定めに従って、収用し、又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

三 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

四 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

五 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

六 権利を取得し、又は消滅させる時期

（施行規則第17条第2号イの規定による証明書（案）の作成）

第24条 受注者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により、証明書（案）を作成するものとする。

（土地調書（案）の作成）

第25条 受注者は、法第36条に規定する土地調書（案）を土地収用法施行規則第14条に定められた様式（別記様式第8）に従い作成するものとする。

2 受注者は、監督職員の指示を受け、「収用の部分」は薄い赤色で、「使用の部分」は薄い緑色で、実測平面図に着色（凡例を付記すること。）し、土地調書（案）に添付するものとする。

一 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

3 土地調書（案）に記載する土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位とする。

### 第3章 明渡裁決申立書（案）の作成

（明渡裁決申立書（案）の作成）

第26条 受注者は、監督職員の指示により、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書（案）を、土地収用法施行規則第17条の7に定められた様式（別記様式第10の3）を作成するものとする。

（法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第27条 受注者は、法の定めに従って、市町村別に次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 土地の所在、地番及び地目

二 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の数量を含む。）

三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

四 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

五 土地もしくは物権の引渡し又は物件の移転期限

（物件調書（案）の作成）

第28条 受注者は、法第36条に規定する物件調書（案）を、土地収用法施行規則第15条に定められた様式（別記様式第9）に従い作成するものとする。

2 受注者は、次の各号によるほか、監督職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。

一 縮尺は100分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。

二 物件の番号は、収用し、又は使用しようとする土地にかかわらず、建物、工作物、立竹木等の順番に通し番号を付すこととし、前条第4号に規定する書類と符号させること。

三 建物については、建物平面図（求積した建て面積、延べ面積、耐用年数、その他利用の状況等を付記）等を建物1棟ずつ作成する。

### 第4章 その他参考となる資料の作成

(その他参考となる資料の作成)

第29条 受注者は、次の各号によるほか、監督職員の指示を受け、裁決申請書（案）及び明渡裁決申立書（案）の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地登記簿謄本（写）、建物登記簿謄本（写）
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得地の理由等を明らかにすること。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記簿謄本（写））
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類及び相続関係説明図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料
- 六 事業認定告示の官報の写し
- 七 手続開始告示の県報の写し
- 八 収用等の対象地及び周辺の写真